

5. 作業スケジュール

平成18年11月初旬に調査票を依頼。

平成19年1月末までに調査票の回収を終了。

平成19年2月末までに入力作業とデータの確認・問い合わせを完了。

平成19年3月末までにデータの集計を完了。

平成20年2月の全国主管課長会議で集計結果（一部）を報告。

【お問い合わせ・個票送付先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課精神医療係

木下・山下

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線3058）

FAX：03-3593-2008

下記の各項目については、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入すること。

精神科病院数	
個票1	大学附属病院
	上記以外の総合病院
	上記以外の病院
	合計①
個票1	国立病院
	独立行政法人国立病院機構
	都道府県立病院
	その他の公立病院
	医療法人病院
	個人病院
	その他の法人病院
	合計②
※合計①と合計②は同数となる。	

個票1	指定病院数	
個票1	応急入院指定病院数	
個票1	老人性認知症疾患センター設置病院数	
個票1	老人性認知症疾患治療病棟を有する病院数	
個票5	精神科デイ・ケア等を実施している精神科病院数	
個票10	平成17年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数	
個票10	平成18年6月1日の残留患者が1人以上の病院数	
個票14	「個票14 精神科診療所等の状況」を配布した診療所の数 精神科診療所等の数(回収数)	
個票15	精神科デイ・ケア等を実施している精神科診療所数	

各々の個票の枚数を記入すること。

個票1	精神科病院の施設・病床の状況	枚
個票2	精神科病院の患者数・入院料等の届出状況	枚
個票3	老人性認知症疾患治療病棟の状況	枚
個票4	応急入院患者の状況	枚
個票5	精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況	枚
個票6	精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	枚
個票7	精神科病院入院患者の処遇	枚
個票8	精神科病院入院患者の状況	枚
個票9	在院期間・年齢別の在院患者数	枚

※下記の注意事項を必ず確認すること。

- ・個票1、個票2、個票7、個票8、個票9、個票10、個票13の枚数は、精神科病院数と一致すること。
- ・個票3の枚数は、個票1で老人性認知症疾患治療病棟を有する病院数と一致すること。
- ・個票4の枚数は、個票1で応急入院指定病院数と一致すること。
- ・個票5の枚数は、精神科デイ・ケア等を実施している精神科病院数と一致すること。
- ・個票110の枚数は、個票10で平成17年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票112の枚数は、個票10で平成18年6月1日の残留患者が1人以上の病院数と一致すること。

精神科病院・精神科診療所を除くデイ・ケア等を実施する施設数	
	精神保健福祉センター
	個票17 その他
	合計

社会復帰施設等数	
	生活訓練施設
	福祉ホーム
個票19	入所授産施設
	グループホーム
	福祉ホームB型
	通所授産施設
個票21	小規模通所授産施設
	福祉工場
個票23	地域生活支援センター
	合計

個票19	精神障害者社会復帰施設等の状況【入所施設用・施設票】	枚
個票20	精神障害者社会復帰施設等の状況【入所施設用・利用者票】	枚
個票21	精神障害者社会復帰施設等の状況【通所施設用・施設票】	枚
個票22	精神障害者社会復帰施設等の状況【通所施設用・利用者票】	枚
個票23	地域生活支援センターの状況【施設票】	枚
個票24	地域生活支援センターの状況【利用者票】	枚
個票25	精神医療審査会	枚
個票26	措置入院等の状況	枚
個票27	自立支援医療(精神通院)等の状況	枚
個票28	性・年齢別 精神障害者保護福祉手帳交付枚数	枚

- ・個票15の枚数は、精神科デイ・ケア等を実施している精神科診療所等の数と一致すること。
- ・個票17の枚数は、精神科病院および精神科診療所等以外で、デイ・ケア等を実施している施設数と一致すること。
- ・個票19、個票20の枚数は、社会復帰施設等で入所施設の数と一致すること。
- ・個票21、個票22の枚数は、社会復帰施設等で通所施設の数と一致すること。
- ・個票23、個票24の枚数は、地域生活支援センターの数と一致すること。

個票1 精神科病棟の施設・病床の状況

病院区分① 【いずれか1つに○印】

1. 大学附属病院 …………… 国立大学法人を含む
2. 上記以外の総合病院 …… 内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院
(医師16:1、看護職員 3:1、薬剤師 70:1)
3. 上記以外の病院

病院区分② 【いずれか1つに○印】

1. 国立病院
2. 独立行政法人国立病院機構
3. 都道府県立病院
4. その他の公立病院
5. 医療法人病院
6. 個人病院
7. その他の法人病院 (国立大学法人等)

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

病院区分③ 【各項目、それぞれ1つずつ○印】

指定病院 (精神保健福祉法第19条の8)	1. 該当	2. 非該当
指定病院は指定病床数を記入。	指定病床:	床
応急入院指定病院 (精神保健福祉法第33条の4)	1. 該当	2. 非該当
精神科救急システム整備事業への参画	1. あり	2. なし
老人性認知症疾患センター	1. 設置あり	2. 設置なし

精神科以外を含む
全病床数

床

※(I)=(P)+(Q)+(R)+(S)、(II)=(U)+(K)=(L)+(M)となっていること。

	精神病棟		保護室		施設できる個室		
	病床数	電話設置	モニター設置	あり (P)	なし (Q)	あり (L)	なし (M)
夜間外開放	床	床	床	床	床	床	床
終日閉鎖	床	床	床	床	床	床	床
上記以外	床	床	床	床	床	床	床
計 (I)							
計 (II)							

看護体制の単位をもって
1病棟とする。

医療法にもとづく病
床数を記載。

【廃止済】……………上記以外の、数外から漏れて計数的確保にできる病床。

入院患者が24時間使用可能な電話を設置している病床数を記入。
例えば、「夜間外開放」と「終日閉鎖」病棟の間に24時間使用できる電話が共用で設置され
ている場合、それぞれの病棟に電話が設置されているとみなす。

【夜間外開放】
少なくとも7日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施設していない病棟。
【終日閉鎖】
原則として終日、病棟の出入りに施設している病棟。

専門病棟の状況

精神科救急	急性期治療	老人性認知症 疾患治療	精神療養	老人精神	アルコール	薬物 混合	アルコール・薬物 混合	児童思春期	合併症	医療観察法 (指定入院医療機関)	(平成18年6月30日現在)	
											左記以外 (その他)	併用
病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数	病床数
床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床	床

図表2の入院料等の届出状況にある区分に該当するものを記載。
入院患者のおおむね60%以上が65歳以上の高齢者であっ
て、「老人性認知症疾患治療病棟」に属さないもの。

在院患者のおおむね50%以上が「ア
ルコール使用による精神及び行動の
障害」であるもの。
在院患者のおおむね50%以上が「ア
ルコール以外の精神作用物質で、それ
たは「アルコール以外の精神作用物質」
で50%未満であるもの。
在院患者のおおむね50%以上が「ア
ルコール以外の精神作用物質で、それ
たは「アルコール以外の精神作用物質」
で50%未満であるもの。

結核、感染症などを合
併している患者を、他の
在院患者と区分して収
容できる構造になって
いるもの。
千歳病棟はカウ
ントする。

個票2 精神科病院の従事者数・入院料等の届出状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

「常勤」は、精神科の業務に日8時間以上、週4日以上を目安とする。

「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

医師 常勤 非常勤	うち 指定医		作業療法士		PSW		うち 精神保健福祉士		臨床心理 技術者		看護師		准看護師		看護補助者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	

「PSW」は、精神保健福祉法38条に基づく業務に専従するもの。そのうち精神保健福祉士の資格を有するものを内数で記入。

入院料等の届出状況		〔該当するものすべてに○印〕
1. 10対1 入院基本料	特定機能病院 6. 入院基本料(10対1)	社会復帰期入院対象者入院 16. 医学管理料(医療観察法)
2. 15対1 入院基本料	特定機能病院 7. 入院基本料(15対1)	17. その他
3. 18対1 入院基本料	8. 精神科救急入院料	
4. 20対1 入院基本料	精神科急性期 9. 治療病棟入院料1	
5. 特定機能病院 入院基本料(7対1)	精神科急性期 10. 治療病棟入院料2	
	11. 精神療養病棟入院料	
	12. 老人性認知症疾患 治療病棟入院料1	
	13. 老人性認知症疾患 治療病棟入院料2	
	14. 急性期入院対象者入院医学 管理料(医療観察法)	
	15. 回復期入院対象者入院医学 管理料(医療観察法)	

個票3 老人性認知症疾患治療病棟の状況

※「個票2 入院料等の届出状況」において、「老人性認知症疾患治療病棟入院料」に○印を付けた施設のみ個票3を記入。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

在院期間別患者数は平成18年6月30日時点で、他の病棟での入院期間も含めて継続して入院している期間を記入。											
治療病棟	合計	在院期間別患者数									
		1か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		

平成17年6月1ヶ月間(30日間)で、老人性認知症疾患治療病棟(入院(院内からの転棟を含む)した患者について記入すること。

平成17年6月
1ヶ月間の
入院・入棟患者数

内訳	平成17年						平成18年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
家庭復帰等 介護保険施設等 転院・転棟													
死亡													
合計													

家族と同居
あるいは単
身に関わら
ず施設外
で生活する
者。

老人保健施設、老人介護施設、グループホーム等に
退院した者。
(障害者施設を含む)

入院患者が身体的疾患により転院・転
棟した場合も、「転院・転棟」にカウント
する。

平成18年
6月1日の
残留患者数

平成17年6月1ヶ月間の入院・入棟患者数＝各月の合計＋平成18年6月1日の残留患者数となる。

個票4 応急入院患者の状況

※「個票1 精神科病院の施設・病床の状況」において、「病院区分③」の「応急入院指定病院」に○印を付けた施設のみ下表を記入。

都道府県・市コード
二次医療圏コード
病院コード

平成17年4月～平成18年3月末の1年間に応急入院した患者について記載。
上記期間中に実績のない場合は、総数合計(イ)ならびに計(ロ)を記入すること。

疾患名	総数	年齢階級別患者数											
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上		男性	女性
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症													
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び変性性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞[知的障害]													
F8 心理的発達障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0)に属さないものを計上する)													
その他													
合計	(イ)												

【疾患名】欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

↑上表の「総数合計(イ)」と「下表の」計(ロ)が同数となる。

下表の「応急入院後の状況」については、応急入院を終えた直後の状況を記入

計	応急入院後の状況										
	措置入院		自院に継続入院		任意入院		応急入院		他の精神科病院の精神科病床		不明、その他
	措置入院	医師保護入院	任意入院	任意入院	任意入院	任意入院	任意入院	一般病床	退院(転院なし)	死亡	
(ロ)											

個票5 精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院・施設コード	

保険診療の請求を行っているサービスの、平成18年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

サービス	実施日数	延利用者数	利用実人員		平成18年6月30日あるいは直前のサービスのサービス実施日(1日)における利用実人員の居住地
			うち平成18年6月1ヶ月間の新規利用者		
精神科ショート・ケア					在宅
精神科デイ・ケア					社会復帰施設等
精神科ナイト・ケア					高齢者施設
精神科 デイ・ナイト・ケア					その他
重度認知症患者 デイ・ケア					不明

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と右表「平成18年6月30日における利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

グループホーム、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、高齢対象グループホーム。

個票7 精神科病院在院患者の処遇

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

(A) (B) (C) (D) (E)は、各々「個票8 精神科病院在院患者の状況」の(A) (B) (C) (D) (E)の男女合計、「個票9 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A) (B) (C) (D) (E)と同数になっていること。

「病棟計」は、内数の「夜間外開放」～「左記以外」の計と一致する。
 「在院患者数」合計は、内数の「措置入院」「医療保護入院」「任意入院」「計」の計と一致する。
 「任意入院」計は、内数の個別処遇「開放処遇」～「患者の意思による開放以外の処遇」の計と一致する。

	病棟				身体的拘束を行って いる患者数
	計	夜間外開放	終日閉鎖	左記以外	
合計 (平成18年6月30日現在)	(A)				
措置入院	(B)				
医療保護入院	(C)				
任意入院	(D)				
計					
開放処遇					
開放処遇を制限					
患者の意思による開放以外の処遇					
その他入院	(E)				

「措置入院」
 他都道府県又は指定都市が当該入院措置を採った者も含めて、入院している措置入院患者すべてについて計上する。

「その他の入院」
 精神保健福祉法に基づき緊急入院、応急入院、児童福祉法に基づき施設への入院および医療観察法による入院等について計上する。

衣類または入り着等を使用し、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を行った患者数を計上する。

内側から患者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ一人だけで入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、12時間以上を越えるものを計上する。

「終日閉鎖」
 原則として終日、病棟の出入り口を施錠している病棟。

「夜間外開放」
 少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入り口に施錠していない病棟。
 「夜間外開放の病棟」にあつては「開放処遇を制限」「患者の意思による開放以外の処遇」に該当する患者は、施錠できる病室等に入室している患者をいう。

個票8 精神科病院在院患者の状況

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

疾患名	総数	年齢階級別患者数								入院形態別患者数									
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		措置入院 患者数		医療保護 入院患者数		任意入院 患者数		その他の 入院患者数	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F0 症状性を含む器質性精神障害																			
F00 アルツハイマー病型認知症																			
F01 血管性認知症																			
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害																			
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害																			
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害																			
覚せい剤による精神及び行動の障害																			
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害																			
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害																			
F3 気分(感情)障害																			
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害																			
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群																			
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害																			
F7 精神遅滞[知的障害]																			
F8 心理的発達障害																			
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害																			
てんかん(F01に属さないものを計上する)																			
その他																			
合計	(A)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)

(1)(2)(3)(4)(5)の男女合計は、各々「個票9 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)(2)(3)(4)(5)と同数になっていること。

(A)(B)(C)(D)(E)の男女合計は、各々「個票7 精神科病院在院患者の処遇」、「個票9 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)(B)(C)(D)(E)と同数になっていること。

個票9 在院期間・年齢別の在院患者数

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

(A)(B)(C)(D)(E)は、各々「個票7 精神科病院在院患者の処遇」の(A)(B)(C)(D)(E)、「個票8 精神科病院在院患者の状況」の(A)(B)(C)(D)(E)男女合計と同数になっていること。
また、(1)(2)(3)(4)は、各々「個票8 在院期間・年齢別の在院患者数」の(1)(2)(3)(4)(5)と同数になっていること。

区分	1か月未満		1か月以上 3か月未満		3か月以上 6か月未満		6か月以上 1年未満		1年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 20年未満		20年以上		合計
	1か月未満	3か月未満	1か月以上 3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(A)		
合計																	
措置入院																	
医療保護入院																	
任意入院																	
その他入院																	
計																	

注：
過去に入院形態の変更があったとしても、入院が継続している場合は、1回の在院期間として扱い、入院形態の欄には、平成18年6月30日現在の入院形態を記入してください。(ただし、医療観察法の鑑定入院は在院期間に含める。)
(例) 任意入院 医療保護入院
5年間
医療保護入院の5年以上
10年未満の欄に記入。

個票10 精神科病院の外来・入院状況

都道府県・市コード
二次医療圏コード
病院コード

すべて、精神科の外来件数を記載。

平成17年 6月1カ月間 の外来患者 数(延べ)	うち デイ・ケア等 利用者数(延べ)	平成17年6月 1カ月間の 訪問看護	平成17年6月 1カ月間の 実人数	延べ件数

医療観察法の通院処遇下で通院している外来患者のうち、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケア、重度認知症患者デイ・ケアの延べ人数を記載。

医療観察法の通院処遇下で通院している対象者も含める。通院処遇下であっても、精神保健福祉法による入院中の対象者は含まない。

下表については、平成17年6月1ヶ月間に“新たに”入院した患者についての状況を記入すること。

平成17年 6月 1カ月間の 入院患者数 (N)	うち 平成17年3月～5 月の間に入院歴 のある患者数

延べ人数で記載するので、6月中に入院し退院、さらに再度入院した場合は“2”とカウントする。

内訳	退院患者数											
	平成17年						平成18年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭復帰等												
社会復帰施設等												
転院												
死亡												
合計												

家族と同居あるいは単身に問わず施設外で生活する者。

各種社会復帰施設、グループホーム等に退院した者。

(老人施設、障害者施設を含む)

入院患者が身体的疾患により転院した場合も、「転院」にカウントする。

平成18年 6月1日の 残留患者数 (Z)

平成17年6月1ヶ月間の入院・入棟患者数＝各月の退院患者数合計＋平成18年6月1日の残留患者数となる。

個票11 精神科病院平成17年6月入院患者の状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

「個票10 精神科病院の入・退院状況」において、平成17年6月1ヶ月間に新たに入院した患者についての状況を記入すること。

疾患名	総数	年齢階級別患者数				入院形態別患者数			その他の入院患者数
		20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	措置入院 患者数	医療保護 入院患者数	
F0 症状性を含む器質性精神障害									
F00 アルツハイマー病型認知症									
F01 血管性認知症									
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害									
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害									
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害									
覚せい剤による精神及び行動の障害									
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害									
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害									
F3 気分(感情)障害									
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害									
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群									
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害									
F7 精神遅滞(知的障害)									
F8 心理的発達障害									
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害									
てんかん(F01に属さないものを計上する)									
その他									
合 計	(N)								

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

(N)は、「個票10 精神科病院の入・退院状況」の「平成17年6月1ヶ月間の入院患者数」の(N)と同一になっていること。

個票12 平成18年6月1日残留患者の状況

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院コード	

「個票10 精神科病院の入・退院状況」において平成17年6月に入院し、平成18年6月1日に退院しないままに残留している患者について、疾患別の患者数を記入してください。

疾患名	総数	年齢階級別患者数				入院形態別患者数				
		20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	措置入院 患者数	入院 患者数	医療保護 入院患者数	任意入院 患者数	その他の 入院患者数
F0 症状性を含む器質性精神障害										
F00 アルツハイマー病型認知症										
F01 血管性認知症										
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害										
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害										
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
覚せい剤による精神及び行動の障害										
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用 による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害										
F3 気分(感情)障害										
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害										
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群										
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害										
F7 精神遅滞(知的障害)										
F8 心理的発達障害										
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動 及び情緒の障害及び特定不能の精神障害										
てんかん(F0)に属さないものを計上する)										
その他										
合 計	(Z)									

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

(Z)は、「精神科病院の入・退院状況(個票10)」の「平成18年6月1日の残留患者数」の(Z)と同数になっていること。

個票 14 精神科診療所等の状況

※以下のいずれかに該当する施設のみ、個票 14 を記入。

- ① 精神保健福祉行政の主管課で把握している主たる診療科目を「精神科」「神経科」としている診療所および精神病床を有しない病院。
- ② 精神病床を有しない病院の精神科外来。
- ③ 精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ケアまたは、重度認知症患者デイ・ケアを実施している診療所。ただし、特別養護老人ホーム、家庭医務室、企業診療所等一般住民を対象としない施設は除く。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院・施設コード	

診療所名・病院外来名

1) 従業者

「常勤」は、精神科の業務に日8時間以上、週4日以上を目安とする。
「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

医師	うち 指定医		作業療法士		PSW		うち 精神保健福祉士		臨床心理技術者	看護師	准看護師		その他の 常勤従業 者
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤			常勤	非常勤	

「PSW」は、精神保健福祉法38条に基づき業務に専従するもの。そのうち精神保健福祉士の資格を有するものを内数で記入。

看護補助者は常勤者のみにここに計上する。

2) 患者数

平成18年6月30日あるいは直前の診療日(1日)の状況を記入。
【平成18年6月30日が休診の場合、直前の診療日(1日)の状況を記入。】

6月30日の精神科外来患者の病名内訳

主たる病名が 精神保健福祉法第5条の「 精神障害者」である者	左記以外の者

3) 外来・往診・訪問看護

平成18年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。
【すべて精神科の人数を記載】

平成18年6月1ヶ月間 の外来患者数(延べ)	平成18年6月1ヶ月間 の往診件数		平成18年6月1ヶ月間 の訪問看護実施件数			
	うち デイ・ケア 等利用者数 (延べ)	(C)	実人員	延べ人数	実人員	延べ人数

個票15の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアまたは、重度認知症患者デイ・ケアの「延べ利用者数」の合計と同数となっていること。(C) = (C1) + (C2) + (C3) + (C4) + (C5)

個票15 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況

※精神科デイ・ケア等を実施している診療所で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
二次医療圏コード	
病院・施設コード	

保険診療の請求を行っているサービスの、平成18年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

実施日数	延利用者数	利用実人員		平成18年6月30日あるいは直前のサービスの実施日(1日)における利用実人員の居住地
		うち平成18年6月1ヶ月間の新規利用者		
精神科ショート・ケア	(C1)			在宅
精神科デイ・ケア	(C2)			社会復帰施設等
精神科ナイト・ケア	(C3)			高齢者施設
精神科 デイ・ナイト・ケア	(C4)			その他
重度認知症患者 デイ・ケア	(C5)			不明

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「平成18年6月30日における利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

グループホーム、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、高齢対象グループホーム。

個票14の「デイ・ケア等利用者数(延べ)」が、精神科ショート・ケア～重度認知症患者デイ・ケアの合計と同数となっていること。
 $(Ct) = (C1) + (C2) + (C3) + (C4) + (C5)$

個票16 精神科診療所等の精神科デイ・ケアの性・年齢別実人員

※精神科デイ・ケア等を実施している診療所で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード
二次医療圏コード
病院コード

「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを
 利用した者について、平成18年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。
 【平成18年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】

疾患名	総数	年齢階級別患者数											
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		性別	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F0 症状性を含む器質性精神障害													
F00 アルツハイマー病型認知症													
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害													
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
覚せい剤による精神及び行動の障害													
アルコール、覚せい剤を高く精神作用物質使用 による精神及び行動の障害													
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞(知的障害)													
F8 心理的発達障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0)に属さないものを計上する)													
その他													
合 計													

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害
 及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

6月30日ないし直前のサービスの実施日に、利用者および実績
 がない場合は、「総数・合計」欄に"0"を記入する。

個票17 精神科病院・精神科診療所等以外の精神科デイ・ケア等の状況
 ※厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

設置者名

施設の種類	[該当するものいずれか1つに○印]
1. 精神保健福祉センター	
2. その他 (具体的に)	

都道府県・市コード
二次医療圏コード
病院・施設コード

保険診療の請求を行っているサービスの、平成18年6月1ヶ月間(30日)の状況を記入。

実施日数	延利用者数	利用実人員 うち 平成18年6 月1ヶ月間の 新規利用者	平成18年6月30日あるいは直前のサービスの実施日(1日) における利用実人員の居住地			
			在宅	社会復帰施設等	高齢者施設	その他
精神科ショート・ケア						
精神科デイ・ケア						
精神科ナイト・ケア						
精神科 デイ・ナイト・ケア						
重度認知症患者 デイ・ケア						

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「平成18年6月30日における利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

グループホーム、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、高齢対象グループホーム。

個票18 精神科病院・精神科診療所等以外に精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員
 ※厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード
二次医療圏コード
病院コード

「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを

利用した者について、平成18年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。
 【平成18年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】

疾患名	総数	年齢階級別患者数												
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		性別		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
F0 症状性を含む器質性精神障害														
F00 アルツハイマー病型認知症														
F01 血管性認知症														
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害														
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害														
F10 アルコール使用による精神及び行動の障害														
覚せい剤による精神及び行動の障害														
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用 による精神及び行動の障害														
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び変型性障害														
F3 気分(感情)障害														
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害														
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群														
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害														
F7 精神遅滞(知的障害)														
F8 心理的発達障害														
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害														
てんかん(F0)に属さないものを計上する)														
その他														
合 計														

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害
 及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績
 がない場合は、「総数・合計」欄に「0」を記入する。